

審査基準

書換え交付（製造販売業）

医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造販売業

第五条 医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造販売業者は、医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造販売業の許可証の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業

第三十七条の二 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

再生医療等製品の製造販売業

第四十三条の四 再生医療等製品の製造販売業者は、再生医療等製品の製造販売業の許可証の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

再交付（製造販売業）

医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造販売業

第六条 医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造販売業者は、医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造販売業の許可証を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業

第三十七条の三 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。

再生医療等製品の製造販売業

第四十三条の五 再生医療等製品の製造販売業者は、再生医療等製品の製造販売業の許可証を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。